

標茶町不妊治療費助成事業

助成対象となる治療

1. 治療費

- ① 保険診療として受けた不妊治療
 - ・一般不妊治療：人工授精 *タイミング法は対象になりません。
 - ・生殖補助医療
- ② 保険診療の不妊治療費と併用して受けた不妊治療に係る「先進医療」

2. 交通費

保険診療の不妊治療費と併用して受けた不妊治療に係る「先進医療」

助成内容

1. 治療費

1回の治療につき、上限15万円

- *保険外診療のみで行う不妊治療や、保険診療と保険外診療（先進医療を除く）を組み合わせて行う混合診療による不妊治療は、助成の対象外となります。
- *高額療養費や付加給付金等の補助額等を除いて、最終的な自己負担額に対して上限額を限度に助成します。

2. 交通費

1回の治療に対して、上限5回

自宅から医療機関までの距離区分や実支出額に応じて設定されている助成基準額を比較して少ない方の額に助成率を乗じて得た額を助成します。

助成内容

次の（1）～（4）をすべて満たしている方が対象です。

- (1) 治療終了時及び助成の申請時に、夫婦二人とも標茶町に住所を有している方
- (2) 法律上の婚姻をしていること
- (3) 夫婦ともに町税の滞納がない方
- (4) 同一の治療に関して、他に同等の助成を受けていない

必要書類

次の書類をすべて揃えてから、申請してください。

- (1) 標茶町不妊治療費等助成金交付申請書
- (2) 標茶町不妊治療費助成事業受診等証明書
- (3) 標茶町不妊治療費助成事業調剤等証明書 *該当がある場合のみ
- (4) 医療機関、調剤薬局発行の領収書および明細書の写し
- (5) 治療した者の資格確認書等の健康保険の資格がわかるものの写し
- (6) 【住民票が別の場合】
法律上の婚姻の有無を証明する書類（戸籍謄本等）
- (7) 【高額療養費や付加給付金等の支給対象となる場合】
高額療養費及び付加給付金等の決定通知書（または不支給決定通知書）
*ある場合は高額療養費限度額適用認定証も併せて提出する。
- (8) 【交通費を申請する場合】
金額がわかる書類（領収証等） *公共交通機関の場合
- (9) 銀行の口座番号がわかるもの

問い合わせ先 標茶町保健福祉課母子保健係 電話 485-1000